

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和4年度第2回津市森林整備協議会
2 開催日時	令和5年2月21日(火) 午前10時から午前11時30分まで
3 開催場所	津市美里庁舎2階 会議室1
4 出席した者の氏名	(津市森林整備協議会委員) 前川有、山崎昌彦、落合賢治、稲垣法重、山岸新太郎、阪本正義、青木健治、小倉康伸、伊藤駿司、西堀美知子、曾原崇 (事務局) 農林水産部長 勝田秀貴 農林水産部次長 松井昭道 林業振興室長 藤田昌也 林業振興室林業振興担当主幹 下里学 林業振興室林業振興担当主幹 松永邦彦
5 内容	1 審議事項 三重県型森林ゾーニングの変更について 2 報告事項 (1) 津市木材利用方針について (2) 令和4年度事業の実施状況について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	農林水産部林業振興室林業振興担当 電話番号 059-262-7025 E-mail 262-7025@city.tsu.lg.jp

議事の内容 次のとおり

事務局（藤田室長）

それでは定刻の時間となりましたので、只今から令和4年度第2回津市森林整備協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様におかれましては何かと御多用のところ、本協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

協議会に先立ちまして、農林水産部長の勝田より御挨拶をさせていただきます。

事務局（勝田部長）

皆さん、おはようございます。

本日は、公私御多用のところ、津市森林整備協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素は、本市の林業行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、林業を取り巻く情勢では、令和2年度実績で全国の市町村に配分された森林環境譲与税の50%以上が基金に積立てられ活用されていないといった問題が取りあげられましたが、令和3年度実績で約64%、令和4年度の補正予算含みの見込みで92%と、活用が広がってきました。なお、本市は初年度から予算ベースで100%を計上し、入札等の執行残のみを積立しています。

本日の議題は審議事項としまして、三重県型森林ゾーニングの変更について御審議いただきたく存じます。

内容は、三重県型森林ゾーニングで環境林として区分けされている森林の内、情勢が変わったことにより生産林に変更したい旨の申し出があった森林に係るゾーニングの変更についてです。

本日の協議会にて諮問し、答申をいただき、所定の手続きを経て変更を行う予定ですので、忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

次の報告事項の1つ目としまして、前回の協議会で御意見を頂戴しました津市木材利用方針（案）について、令和5年2月1日に変更しましたので、その内容について御報告します。2つ目は、令和4年度事業の実施状況について御報告いたします。

今後も森林を適正に管理することで、災害に強い森林づくりと木材の利用促進に向け、委員の皆さまの御意見を聞きながらしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

この後、担当から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局（藤田室長）

ありがとうございました。

それでは審議に入らせていただく前に、本日の出席者数を御報告いたします。本日の出席者数は、総員数13名中、11名でございます。

半数以上の御出席いただきましたので、津市森林整備協議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立したことを御報告申し上げます。

なお、本協議会は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき、津市のホームページ等において公開いたしますので、予め御了承願います。

それでは、協議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、議長を前川会長にお願いしたいと思

ます。会長よろしくお願ひいたします。

前川会長

皆様こんにちは。公私御多忙の中、会議に御出席いただきありがとうございます。

森林、林業をめぐる情勢につきましては、昨年12月中旬に令和5年度の与党の税制改正大綱が制定されまして、森林環境譲与税につきましては森林整備や木材利用等に有効活用し、国民の理解を得ていくことが重要だと定義されました。政府は、各地域における進展状況の把握であるとか、地方公共団体の意見を踏まえつつ森林整備をはじめとした施策の推進のための方策を検討すると示されました。

また、12月にNHKで、令和元年度から令和3年度までの森林環境譲与税の用途について報道されましたが、過半数が未活用であると言われていまして、1人1千円支払うことになる税をしっかりと活用されているかチェックすることが必要であると取り上げられたところでございます。

津市におかれましては、意向調査が民有林の約9割が完了していまして、森林整備は約210ヘクタール実施されていまして、県内の市町のトップランナーとして御活躍しているところでございます。

本日の議題の審議事項であるゾーニングの変更や、報告事項の木材利用方針、令和4年度事業の実施状況等を報告していただきたいと思います。

それでは、事項書にあるように、審議事項といたしまして、三重県型森林ゾーニングの変更について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松永）

林業振興室の松永です。よろしくお願ひいたします。

資料1を御覧いただきたいと思います。

三重県型森林ゾーニングとは、森林の属性と社会ニーズに応じた多様な森林づくりを行うため、政策実施の手段として県、市、林業事業体等の適切な役割分担のもと森林の機能と利用状況に基づき森林区分を行うものです。

森林区分には、森林区域を、保存型森林、保全型森林、人との共生型森林を環境林として区分し、持続的利用型森林を生産林として区分しています。

2の変更理由についてですが、別紙1のNO. 1及びNO. 2については皆伐してスギ、ヒノキを植栽した箇所であり、生産林として持続的な林業経営を行っていく森林です。NO. 3については、周辺の森林を含め保育間伐を実施して、大径木を目指し、将来、架線集材を行うことが可能な森林です。NO. 4については、周辺の森林を含めて集約化を行うことで、森林作業道を設置して搬出間伐を行うことが可能な森林です。

別紙1ですが、NO. 1は白山町川口地内の森林、NO. 2は白山町垣内地内の森林、NO. 3は美杉町八知地内の森林、NO. 4は白山町大原地内の森林です。その後ろに全体図を付けております。

これらは全て造林補助事業を実施したスギ、ヒノキ林であり、将来的には皆伐、再造林を目指していく森林です。

このことから、木材生産を主体として適切な植栽、保育、間伐等の整備を行い、持続的な林業経営を通じて森林の有する多面的機能の発揮を促すことができるため、適正な区分の持続的利用型森林へ

変更するものです。

3の森林面積ですが、別紙1の森林28.75ヘクタールについて持続的利用型森林に変更するものです。

4の津市における森林ゾーニングの面積は、今回の変更により生産林が25,001.32ヘクタールから25,030.07ヘクタールとなり、環境林は15,790.59ヘクタールから15,761.84ヘクタールとなります。

以上です。

前川会長

ありがとうございます。

説明がありました審議事項の三重県型森林ゾーニングの変更について、委員の皆様からの御意見、御質問はございますでしょうか。

伊藤委員

ゾーニングの表の環境林の中に、保全型がありますが、保全1と保全2の使い分けの仕方を説明していただきたいです。

あと、造林補助事業の補助対象にするためには、持続的利用型森林にしておかないと補助対象にならないと説明を受けましたが、私は森林の機能は1つの機能、例えば、水源涵養機能だけが森林の機能ではないと思います。水源涵養機能もあれば土砂流出防備機能もありますし、当然、木材を生産する機能もあります。どの機能をその森林に期待するかということで、このゾーニングは運用されているのだと思います。補助金のためというのは分かりますが、環境保全型森林で木材生産してはいけない、林業経営をしてはいけないという位置付けがされているように見えますが、その辺どうですかね。

事務局（藤田室長）

先に、補助事業の採択の関係につきましては、おっしゃるとおり森林は様々な機能がございまして、三重県型森林ゾーニングで生産林であることという条件がありますが、切り替えのタイミングというのは、事後でもしっかり切り替えていけば問題ありませんので、協議会のタイミングで変更させていただきます。造林事業は三重県が決められた要件で生産林であることが必要ですので、今回の協議会で諮問させていただいています。

また、森林には生産的な役割もあれば、他にも多様な機能がある中で、完璧な区分けができませんが、造林補助事業については三重県型森林ゾーニングで生産林とされている森林を条件としています。

森林所有者や林業事業者が補助金を受けて森林整備を進めていただくために、生産林に変更する必要がありますので、路網が整備されたり技術が進んだりして皆伐ができる森林になった状況も鑑みて、要領上問題ないと判断して、本協議会で審議させていただいています。

伊藤委員

公益的機能を一番期待している保安林であっても、禁伐林以外は条件の範囲内で皆伐できますので、環境林で造林事業ができないというのが少し理解できません。

事務局（藤田室長）

市や事業体がそう思っているとしても、ルールに従っていないと事業として認められないので変更しています。

三重県の中で、三重県型森林ゾーニングについてももう少し整理しましょうということになれば、変わってくるかもしれないですが。

小倉委員

三重県の中でもこの仕組みを廃止すれば、という声もありますが、前に進んでいないのが実情です。

事務局（松永）

先ほどの保全1と保全2の違いですが、保全1が天然林で、保全2が人工林ということで区分されております。

伊藤委員

分かりました。

前川会長

他によろしいでしょうか。

阪本委員

三重県型と言われていますが、他の都道府県は全く異なるものですか。三重県型というのは特別なものですか。

小倉委員

三重県が平成13年に森林環境創造事業を創設して、三重県型森林ゾーニングを定めました。環境林と生産林で分けて、環境林については、平成13年から20年間計画を立てて、3者協定を結んで、森林環境創造事業を行っていくことをきっかけに、ゾーニングができた経緯でございます。

国の方にもゾーニングがありますが、あくまでもこれは三重県型ということで平成14年から始まっております。都道府県によってはこういうものが無いかもしれません。

西堀委員

環境林において、県と市と所有者が3者協定を結んで環境林として20年間管理されている、私が知っている市があるのですが、その協定が機能していないんですよね。5年に1回、環境林を見回りにして、今はこういう状況です、という報告があるのですが、協定が全く機能していないんですよね。

小倉委員

機能していません。

予算が削られて、計画通り実施できていない状況です。

西堀委員

今はそういうのがあるだけで、機能していないということですか。

小倉委員

そうです。

予算が本当に削られていますので、そういう状態です。

前川会長

国と県のゾーニングの仕方ですが、国の主な分け方は水土保全型と森林と人との共生型、資源の循環利用型という形です。この表を見ていただいたら分かりますが、県と似ているんですけども若干違います。どう違うかという、生産林も環境林もごちゃごちゃになって水土保全型になっている場合もありますし、森林と人との共生型の中にも生産林と環境林があります。それで、資源の循環利用型の中にも三重県型森林ゾーニングでいくと生産林と環境林がありますので、国のゾーニングは県のゾーニングと同じと言えないと思います。これは、色々なところで複雑に入り組んでいる状態ですので、スパッと絵を描くこともできませんし、今回はあくまでも、三重県型森林ゾーニングの諮問ということで認識していただければと思います。

前川会長

他に何かございますでしょうか。

無いようですので、2の審議事項につきましては承認したいと思いますがいかがいたしましょうか。

委員一同

異議無し。

前川会長

異議無しということで承認したいと思います。

続きまして、3の(1)津市木材利用方針について事務局の説明をお願いします。

事務局(松永)

資料2を御覧いただきたいと思います。

こちらの木材利用方針は、前回の8月4日に皆さんから御意見をいただき、併せて市役所内の各部、局、総合支所から意見の徴取を行い作成したものです。

前回の協議会で伊藤委員から第1の趣旨において、文章が重複しているとの御意見をいただきまして、検討させていただいた結果、第3の項目で市内に整備される建築物について「木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項」を、第4の項目で市が整備する公共建築物について「木材の利用の目標」を、第5の項目でその他公共建築物や民間建築物について「木材の利用の促進に関する必要事項」を定めていることから、第1趣旨につきましては、このような形にさせていただきました。

また、落合委員からは木材利用方針が成立後、森林組合や木材協同組合等の関連する方への説明会、

意見交換会の御提案を伺っていますので、今後、対応を考えていきたいと思えます。

津市では、平成25年に津市公共建築物等木材利用方針を定め運用してきましたが、国の法律の改正に伴い、今回の津市木材利用方針は対象が公共建築物のみから公共及び一般建築物全てになっています。また、脱炭素社会の実現を目指す内容を加えています。

令和5年2月1日から運用を開始し、津市ホームページへも掲載し、周知しています。

作成につきまして、御協力ありがとうございました。

前川会長

ありがとうございます。

津市木材利用方針につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

青木委員

私は美杉で製材をさせていただいていますけれども、今年も、年間5棟の補助金をうちも活用させていただいています。初めは外材のベイマツを使おうとしていた施主さんがいましたが、こういった補助金があるという話をしたら、スギに変えたという事例もあり、また、それを見た人がいいなあとなっていました。このような補助金を使っただいて、私たち製材業者にも還元されて、林業にも良い影響が出ていると思えます。

もしこの補助金があれば、増やしていただくのも1つの方法だと思えます。

伊藤委員

この前も発言させていただいたのですが、どれだけ立派な方針を作ったとしても、実際には木造化や木質化するのは難しく、低層の公共建築物についても前の方針に定められていましたが、なかなか進んでいないと思えますので、木材関係以外の発注部門、特に営繕関係については、この方針の中身をしっかり理解してもらって、強い想いの元に設計していただけたらと思えます。

公共事業の発注部門は広い部門だと思えますので、関係部門全部にしっかりと周知して、木造化するんだという想いを進めていただきたいと思います。

事務局（勝田部長）

そうですね。

方針だけ作って、全然実績があがってこないということが無いように、予算の査定前には関係部署に啓発や研修等を考えていくべきものだと思いますので、前回も言っていただいたように、庁内全体で取り組んでいきたいと考えております。

伊藤委員

スパンの小さいものであれば、コスト的にも低く抑えられると思えます。木造化にする場合とそうでない場合を比較するのも1つの方法だと思えます。

事務局（藤田室長）

前回の協議会で御意見いただいた8月に、建物の設計の前段で予算を組んでいるほぼ全ての部署宛

に意見を聞く形で案を送らせていただいて、特に、建築指導課、営繕課、教育総務課といった専門の知見を持った人たちに意見を伺って、その意見に対してまた説明させていただいて、また、ホームページだけでなく、庁内の掲示板においても周知をさせていただいています。

あとは、こういった形で庁内、市民の方々に発信していくかということで、今後、我々も作って終わらずにしていきたいと考えております。

木を使っていただく方が林業振興に繋がっていきますので、関係部署の動向を注視しながら、もっと使ってよというように発信していきたいと思えます。

落合委員

木材利用促進事業で30万円の補助金交付の対応をしている職員の方が見えますが、やはり大半は林業振興の担当をされています。木材利用を専門とする職員を1人配置していただく等で、力を入れていただきたいと思えます。

ここに書いてありますように、地域産材とは、津市内の森林から産出された木材で津市内の製材業者とあり、市内の業者が加工したら津市産材になるとか、どうしたら津市産材なのかという問題もありますし、「三重の木」は規格がありますし、木材には強度の問題等、品質が問われるようになってきていますので、木製品をもっと使ってもらうためには整理していかなければならない点があると思えます。ただ単に使ってくださいと言うだけでは難しいこともあると思えますので、そこの辺を検討いただき、来年度、教えていただければと思えます。

木材利用に想いをすごく入れていただいていることは伝わるんですが、もっと具体的に、人材育成とかもしていかなければならないと思えます。

事務局（藤田室長）

考えていかなければならない意見だなと思えます。体制の問題とかありますし、規格もどうするかというのは林業振興室だけで解決できませんので関係団体と相談していかなければいけませんし、すぐにできるかという問題もあります。本協議会の委員さんの中にも関係者さんがいらっしゃいますので、そういった機会を設けさせていただければと思えます。色々、教えていただくことが多いと思えますので、よろしくお願いいたします。

前川会長

他に何かございますでしょうか。

無いようでございますので、津市木材利用方針については終わりたいと思えます。

次に報告事項の（2）の令和4年度事業の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（下里）

林業振興室の下里と申します。よろしくお願いいたします。

令和4年度事業の実施状況について説明させていただきます。資料3を御覧ください。

森林の保全について説明させていただきます。

強い森林づくり促進事業につきましては、人工林を適切に維持管理することで林業の活性化を図るとともに、森林の有する多面的機能の増進を図るため、国、県の間伐等補助事業への市単独による追

加支援事業です。令和4年度につきましては、間伐260ヘクタール、作業道12,000メートル、植栽6ヘクタールを実施する予定です。

森林整備地域活動支援事業につきましては、森林経営計画を作成段階として必要な活動となる所有者の特定、境界の確認、間伐実施の森林所有者の同意取り付け等にかかる経費について支援することにより、森林経営計画の作成促進を図る事業です。令和4年度におきましては、森林境界の測量200ヘクタールを、美里町南長野団地、白山町元取団地、美杉町下之川西団地で実施しています。

森林環境創造事業につきましては、森林所有者から管理委託された森林を市民全体がその恩恵を享受する公共財産と位置づけ、多様な公益的機能の持続的かつ高度な発揮を目的に環境林整備を実施する事業です。令和4年度におきましては、間伐14.70ヘクタールを榊原地区で実施しています。

続きまして、林業生産基盤の整備について説明させていただきます。

林道中畑線開設工事を美里町平木地内で施工しています。令和4年度の見込みとしましては、施工延長162メートル、完成延長20メートルの予定です。全体計画が2,040メートルの林道で、令和3年度末現在の1,380メートルの完成となっています。

林道等維持管理事業につきましては、市内の林道170路線の林道現況調査業務、林道の修繕及び補修用材料支給、草刈業務となります。

林道施設長寿命化対策事業につきましては、林野庁インフラ長寿命化計画に基づき実施した林道の橋梁、トンネル点検診断等の結果を踏まえて測量設計及び修繕工事を実施する事業です。令和4年度につきましては、一志町波瀬地内の林道小俣線の橋梁2基の測量設計業務委託及び修繕工事並びに榊原町地内の林道河内谷線の橋梁1基の測量設計業務委託を実施しています。

続きまして2ページを御覧ください。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業について説明させていただきます。

基本枠につきましては、森林教育開催事業といたしまして、夏休み森と緑の親子塾を8月7日の日曜日に参加者22人で、美杉町上多気で開催しました。また、まるごと林業体験を11月19日土曜日に参加者7人で、白山町垣内で開催しました。

連携枠につきましては、災害を起こす危険性が高い溪流沿いの間伐と連携して、その周辺で危険と考えられる森林の整備を行う流域防災機能強化対策事業として間伐92ヘクタール、植栽された森林の防護柵の設置を支援する森林再生力強化対策事業として、4,306.1メートルの防護柵を設置しています。

防災枠につきましては、台風等の倒木被害により、電気等のライフラインが寸断される恐れのある樹木を事前に伐採することで、住民の安全・安心な暮らしを守る、災害からライフラインを守る事前伐採事業を行いました。今年度につきましては、県道久居美杉線沿いで立木を伐採しました。

事務局（松永）

続きまして、森林環境譲与税事業につきまして説明させていただきます。

森林環境譲与税事業なんですけれども、森林経営管理法が施行された令和元年度からすぐに着手しています。

令和4年度ですけれども、意向調査ということで令和4年は実績見込9,238人となっております。

意向調査では、津市内に森林を所有している方へ、今後の森林管理について意向を確認する調査票

を送付しています。令和元年度は芸濃地域、令和2年度は美杉地域、令和3年度は一志地域、白山地域の一部、令和4年度は久居地域、美里地域、白山地域の一部を実施しており、令和5年度は津地域、河芸地域、安濃地域で実施する予定です。

森林現況調査、境界明確化事業といたしまして、今年度の実績見込は150ヘクタールということで、芸濃町河内地内で50ヘクタール、美杉町竹原地内で50ヘクタール、美杉町八知地内で50ヘクタールを実施しております。経営管理権を設定する予定森林の現況調査及び所有権界の明確化を実施しております。

森林整備ですが、経営管理権を設定した森林において間伐を実施しております。切り倒した木は等高線状に並べて整理しています。今年度は、芸濃町河内地内で行っています。

体制の強化といたしまして、正規職員の他に、会計年度任用職員2名が森林経営管理事業関連業務に従事していただいています。

次に小規模森林整備促進事業ということで、今年度実績見込が7,353千円となっております。間伐30ヘクタール、植栽0.16ヘクタールの見込みとなっております。森林所有者等が自ら行う施業面積が5ヘクタール未満の小規模森林の整備（間伐、植栽）に対する支援を行っています。森林所有者が個人で申請することも可能です。

木材利用促進事業ですけれども、今年度実績見込は1,200千円となっております。津市産の木材を主要部材に使用して新たに建築する木造住宅に対して支援を行っています。

これらを行うことで、津市内の未整備森林の解消、林業、木材産業の振興を図っています。

実施状況については以上となります。

前川会長

ありがとうございます。

令和4年度事業の実施状況ということで御説明いただきましたけれども、委員の皆様、御質問ございますでしょうか。

落合委員

これは来年度の予算の送り書きとありますか。

事務局（藤田室長）

議会が始まりますので、そこで当初予算の審議がされます。

先日、市長がこのような内容で議会に出しますという概要は発表しました。

落合委員

木材利用促進事業はいくらつけていただけるのですか。

事務局（藤田室長）

木材利用促進事業については横ばいです。また、必要なところで補正等の対応をします。

今年は5棟目の申請がありそうな見込みですが、1年間でちょうど5棟なので、来年度も5棟を予定しております。

落合委員

これはどんどん金額は増えていきますよね。

事務局（藤田室長）

小規模森林整備促進事業では令和3年度と令和4年度を比較しても数百万単位で増えています。全体の枠の話もありますが、必要であれば増やしていくことになります。

落合委員

森林環境譲与税の譲与額も増えてきていますよね。

事務局（藤田室長）

令和6年度に満額となり、その後は森林環境税の徴収額に応じて上下する形となります。

また、昨年度の税制大綱においては、積立が多いので配分する基準を見直すような動きがありましたが、今回の12月にあった税制大綱においては、もう少し議論しましょうというようにトーンダウンしていました。

津市は人口も多いですが、森林面積が大きいので、森林面積に対する譲与基準を増やしていただきたいということは意見として言わせていただいています。

今後、どうなるか分かりませんが、そういった部分が増えてくれば譲与額も増えてくるのではないかと思います。

伊藤委員

1ページ目の一番上の真ん中に書いてあります、強い森林づくり促進事業として3千万くらいありますが、3千万でこれだけの面積の間伐ができるのですか。

事務局（藤田室長）

これは、上乘せの補助事業で、市が追加で支援している事業になります。国や県の補助事業の補助残の2分の1に対して、津市が単独で追加支援しています。少しでも所有者さんの負担額を減らすことによって、意欲を向上し、未整備森林の状態になっている森林も含めて、しっかりと森林整備をしていただきたいということで、これは合併当初から行っている事業になります。

伊藤委員

上乘せは何割になりますか。

事務局（藤田室長）

補助残の2分の1です。

伊藤委員

私の記憶では、国が3割、県が1割で4割補助ですが、査定係数があるので実際は7割くらいにな

りますよね。その半分の15パーセントくらいということですか。

事務局（藤田室長）

そうです。

伊藤委員

その上乘せだけで、この額ということですか。

事務局（藤田室長）

そうです。

ですので、毎年どれくらいの補助事業があるのかというところを見ながら、予算を組んでいくことになります。

伊藤委員

それから、もう1つ聞きたいんですが、2ページ目の下の森林環境譲与税事業ですが、譲与税はもう終わるのですか。本来の森林環境税になるのですか。

事務局（藤田室長）

森林環境税が徴収する方で、森林環境譲与税は徴収した税を地方公共団体に譲与する税です。

伊藤委員

今は立て替えて行っているのですよね。

事務局（藤田室長）

森林環境税の徴収が6年度からなので、当初は前借する形でしたが、今は公庫債権金利変動準備金を使っている形になります。

なので、実際に森林環境税の徴収が始まると、森林環境税で徴収した分が譲与される形になります。

伊藤委員

小規模森林整備促進事業という事業は、経営意欲の失われた森林を市が仲介して森林経営管理事業をしていく中の事業ですよね。

事務局（藤田室長）

そうではないです。

自伐林家さん等が自分で森林整備したり、集約化ができなくて森林経営計画が立てられなくて査定係数がとても低くなってしまったりする森林等について、市独自で補助制度を作ったものです。

伊藤委員

森林環境譲与税が財源ですか。

事務局（藤田室長）

森林環境譲与税を財源としています。

伊藤委員

本来、法律に基づく経営管理権を市が取得して、その中で経営が成り立たない、意欲のある林業事業体へ再委託するもの以外の、市が自ら管理する事業はここには無いのですか。

事務局（藤田室長）

青色の森林経営管理事業の森林整備というところで67ヘクタールと書いてありますけれども、森林経営管理事業という1つの括りの中で予算を持っていますので、おっしゃっている部分は森林整備の間伐に該当します。

伊藤委員

ここで、令和4年3月16日に経営管理実施権配分計画とありますが、配分計画というのは所有者の意向に沿って、林業事業体へ再委託しようとするものですか。

事務局（藤田室長）

そうです。

伊藤委員

これはどれくらいの進み具合なのですか。まだ三重県では無かったと思いますが。

事務局（松永）

企画提案書を提出いただいて、中勢森林組合さんに再委託することとなりました。

伊藤委員

何者くらい提案書の提出がありましたか。

事務局（松永）

4者に通知をさせていただきましたが、結局、提出されたのが中勢森林組合さん1者だけでした。

伊藤委員

中身を教えてください。

どこで、どれくらいのものを何年間で行うのか。

事務局（松永）

場所は芸濃町河内地内で、面積は10ヘクタールです。

所有者さんが若い時から手入れしていた山で、間伐もされてきていましたので、再委託の照会をか

けさせていただきました。

再委託の内容については、細い木についてはチップ工場に搬出して、育っている木については市場に出すという明細を出していただいて、11万6千円プラスになるということなので、その部分については所有者の方に返すという内容でいただいています。その事業を行って、11万6千円以上のプラスが出た場合には、所有者に上乘せした形で返すということになります。

中勢森林組合さんには、現在、計画をしていただいている段階でござまして、2月28日から現場に入って作業する予定になっています。

事務局（藤田室長）

期間については、実施権で定めている期間は6年間という形で提案を受けています。集積計画の期間は締結から15年間としていますが、その範囲の中で提案者が期間を決められますので、その期間に関しては再委託した事業体が集積計画に書いてある内容を適切に行うということです。

間伐が今年度から来年度にかけて行われて、6年間の中で集積計画に書いてあることを履行していただいて、6年経ったら津市の管理に戻り、間伐が行われているので定期的な巡視を行って、15年経ったら所有者さんへ返すという形になります。

審査に当たっては、亀山にある森林管理署の方と、三重県の津農林水産事務所から2名、津市の農林水産部から2名が審査員として審査しています。その結果、合格点以上だったので、複数者いけば一番点が高い事業体となりますが、1者でしたので、再委託をさせていただいたという流れになります。

伊藤委員

その山はかなり道へ出しやすい場所なんですね。

事務局（藤田室長）

県道沿いです。全体で見ると未整備の状態の部分もありますけれども、道に近い部分は非常に素性の良い木だったので、搬出して所有者さんに還元できるのではなかろうかということで、津市内の希望している事業体さんへ案内を送らせていただいたということです。

伊藤委員

採算性とかも提案の中にあるのですよね。

事務局（藤田室長）

どういう売り方をして、どのくらい経費がかかってという詳細の内容についても御提案いただいております。

伊藤委員

再委託を受けた森林組合は経営計画を立てて、自分の能力で行っていくわけですね。

事務局（藤田室長）

そうですね。

補助事業と同じ方法でできる森林になります。

伊藤委員

森林組合からしてみれば、委託される普通の森林とどのように変わってきますか。

山崎副会長

正直言いますと、再委託の森林は基本的に未整備森林で、エリアも限定されてきます。大きな団地化をして良い山や悪い山を混合させると、色んな意味で薄まってきますけれども、この事業に関しましては、正直きついところがあります。事業を実施するということが。ただ、条件が良かったということと、木もそれなりに良かったということで、今回提案させていただきました。

伊藤委員

きつい言い方しますと、元々、所有者が経営放棄した山をするわけなので、なかなか合わせていくのは難しいですね。

でも、先代が一生懸命やっていた山というのもあると思いますけれどもね。

事務局（藤田室長）

再委託ありきで行っている市町村もあります。場所のいいところを選択して、経営管理権集積計画を立てて再委託するという例も聞いていますけれども、津市の場合は意向調査を全域で行って、場所も境界も分からなくて放置していますというような山を中心に経営管理権を設定していることもありますので、今後も、再委託候補の山はなかなか出てこないかなと思っています。

今回は本当に道沿いで、良いところは10ヘクタールの内の僅かですけれども、この良いところで悪いところもギリギリ補完できるという判断で案内を出しましたので、結局4者に案内出して1者しか提案が無かったです。提案があつて良かったと考えております。

伊藤委員

林野庁が絵に描いているような、皆伐して再造林してということは難しいでしょうね。

事務局（藤田室長）

実際に皆伐、再造林しているのは無いわけではありませんが、どんどん皆伐、再造林していきましようという雰囲気にはなっていません。

循環型施業できるところは循環型施業して、そうでないところで長伐期に持っていったり、あるいは、この経営管理事業のように未整備森林について税を使って整備していったりという考え方もあります。

前川会長

配分計画を立てられているのは三重県内では津市だけです。他の市町はどうかというと、そこまでいいっていませんね。市町が作業道まで付けて、配分計画の案内をするという計画もありますが、なか

なかそこまでいっていません。

他にございますでしょうか。

伊藤委員

予算が令和4年度は増えていますが、これはどういった経緯ですか。

事務局（藤田室長）

森林環境譲与税は配分が令和元年度から始まって、その後2年ごとに増えていくという形なので、配分額の問題です。

令和2年度と令和3年度がほぼ同額で、令和4年度と令和5年度も何千万か上がってほぼ同額です。令和6年度以降は上限値になって、それがずっと続くことになります。

また、執行残についても基金に積み立てていますが、ずっと貯めるのではなくて、森林環境譲与税事業に使うということで積み立てていますので、そういった部分を繰入金という形で出して進めていきます。

前川会長

他にございますでしょうか。

無いようなので、(2)の令和4年度事業の実施状況については終わらせていただきたいと思いません。

次に、4のその他ということで、事務局から何かあれば御説明をよろしく願いいたします。

事務局（松永）

次回の森林整備協議会の日程ですが、委員の皆様の任期終了日が令和5年10月21日となっておりますことから、次回は7月あるいは8月を予定しております。

また通知させていただきますので、その際には御出席をよろしくお願いいたします。

落合委員

ちょっと早めに連絡いただければありがたいです。

事務局（松永）

今回は、資料送付が遅れまして申し訳ございませんでした。

今後は早めに送らせていただきます。

伊藤委員

すみません、聞き忘れてたことがあるんですが、意向調査は令和5年度で全域になるんですね。広範囲でものすごい面積の内、実際に管理事業をしていく対象をどのように絞っていくのですか。芸濃町では、安濃ダム上流でしたよね。

事務局（藤田室長）

実際に、芸濃で行っている部分も、境界明確化を行った部分しか事業できていません。そして、境界明確化を行った箇所も、範囲を定めたところの5分の1くらいしかできていませんので、範囲としては広範囲に行っていますけれども、その中で意向調査票を出していない隣接者さんや不明の方がいると、所有権界を明確にするには立会に基づいて境界を決めていきますので、そういった意味では意向調査票がしっかりできていてやりやすいところもあると思いますが、やりやすいところばかり行うわけにはいけませんし、例えば、里山に近くて、治山的な部分、災害が起きる可能性が高く早めに手を付けた方がよい等、色んなことを加味しながらやっています。

そのために意向調査を全域に行っています。地籍調査が多く進んでいるところでは場所と人が紐付けられて分かっているのですが、津市はわずかしか進んでいませんので、今の方法で調査を進めていくのが一番スピードとしては速いかなと思います。早い人は早いのですが、かなりお待ちいただくこともあります。少しでも取り組めるところから行って、少しでも森林整備を進めていきたいと考えています。

前川会長

よろしいですかね。

議事はこれで全て終了しました。

本日の協議会はこれで終了いたします。皆様、ありがとうございました。